

別表 1

東京都一時預かり事業実施要綱（平成27年7月27日付27福保子保第507号。以下「東京都一時預かり事業実施要綱」という。）に基づく一時預かり事業、東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱（平成7年10月23日付7福子推第276号。以下「東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱」という。）に基づく都単独型一時預かり事業及び定期利用保育事業

1 補助基準額	2 補助対象経費	3 補助率
<p>(1) 施設等利用費又は一時預かり事業・定期利用保育事業費補助金交付要綱(平成30年12月10日付30福保子保第4563号)に基づく無償化(以下「施設等利用費等」という。)の支給対象者でない場合 以下のアからエまでの金額を比較し最も少ない額を補助基準額とする。</p> <p>ア 以下の計算式により算出した額 その月の利用者負担額(※1)－ (その月の利用者負担額(※1)×その月の臨時休園等を除く開所日数(※2)÷25)</p> <p>イ その月の臨時休園等となった日の利用者負担額(利用者負担額が日額の場合)</p> <p>ウ 1月当たり 44,000円</p> <p>エ 臨時休園等に伴い利用者負担額(※1)に対して減額又は返金した額</p>		
<p>(2) 施設等利用費等の支給対象者の場合 以下のアからエまでの金額を比較し最も少ない額を補助基準額とする。</p> <p>ア 以下の計算式により算出した額 その月の利用者負担額(※1)からその月の施設等利用費等を引いた額(マイナスの場合は0円とする)－ (その月の利用者負担額(※1)からその月の施設等利用費等を引いた額(マイナスの場合は0円とする) ×その月の臨時休園等の日を除く開所日数(※2)÷25)</p> <p>イ その月の臨時休園等となった日の利用者負担額(利用者負担額が日額の場合)</p> <p>ウ 1月当たり 44,000円</p> <p>エ 臨時休園等に伴い実費負担額(※1)に対して減額又は返金した額</p>	東京都一時預かり事業実施要綱又は東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱の利用に要する保護者者負担額	1/2

※1:「利用者負担額」とは、一時預かり事業については東京都一時預かり事業実施要綱6に規定する費用、都単独型一時預かり事業及び定期利用保育事業については東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱第5の2に規定する費用をいう。

※2:25日を超える場合は、25日とする。

※3:一時預かり事業については、子ども・子育て支援交付金の特例措置分により上記の経費が交付される場合には、補助対象としない。

1 補助基準額	2 補助対象経費	3 補助率
<p>(1) 契約時間が月220時間以下の場合（施設等利用費の支給対象者でない場合） 以下のアからウまでの金額を比較し最も少ない額を補助基準額とする。</p> <p>ア 以下の計算式により算出した額 実費負担額－（実費負担額（※1）×その月の臨時休園等を除く開所日数（※2）÷25）</p> <p>イ 以下のうち該当する額 （ア）3歳未満児の場合 1月当たり 80,000円 （イ）3歳以上児の場合 1月当たり 77,000円</p> <p>ウ 臨時休園等に伴い実費負担額（※1）に対して減額又は返金した額</p>		
<p>(2) 契約時間が月220時間以下の場合（施設等利用費の支給対象者の場合） 以下のアからウまでの金額を比較し最も少ない額を補助基準額とする。</p> <p>ア 以下の計算式により算出した額 実費負担額（※1）から施設等利用費を引いた額（マイナスの場合は0円とする）－（実費負担額（※1）から施設等利用費を引いた額（マイナスの場合は0円とする）×その月の臨時休園等を除く開所日数（※2）÷25）</p> <p>イ 以下のうち該当する額 （ア）3歳未満児の場合 1月当たり 80,000円 （イ）3歳以上児の場合 1月当たり 77,000円</p> <p>ウ 臨時休園等に伴い実費負担額（※1）に対して減額又は返金した額</p>		
<p>(3) 契約時間が月220時間を超える場合（施設等利用費の支給対象者でない場合） 以下のアとイの額を比較し少ない方の額を実費負担額（月220時間あたり）とする。その上で、ウとエの額を比較し少ない方の額を補助基準額とする。</p> <p>ア 以下の計算式により算出した額 実費負担額（※1）÷契約時間数×220</p> <p>イ 以下のうち該当する額 （ア）3歳未満児の場合 1月当たり 80,000円 （イ）3歳以上児の場合 1月当たり 77,000円</p> <p>ウ 以下の計算式により算出した額 ア、イの少ない方の額（実費負担額（月220時間あたり））－（ア、イの少ない方の額（実費負担額（月220時間あたり））×その月の臨時休園等を除く開所日数（※2）÷25）</p> <p>エ 臨時休園等に伴い実費負担額（※1）に対して減額又は返金した額</p>	220時間以内の利用に要する実費負担額	1/2
<p>(4) 契約時間が月220時間を超える場合（施設等利用費の支給対象者の場合） 以下のアとイの額を比較し少ない方の額を実費負担額（月220時間あたり）とする。そのうえで、ウとエとの額を比較し少ない額を補助基準額とする。</p> <p>ア 以下の計算式により算出した額 実費負担額（※1）÷契約時間数×220</p> <p>イ 以下のうち該当する額 （ア）3歳未満児の場合 1月当たり 80,000円 （イ）3歳以上児の場合 1月当たり 77,000円</p> <p>ウ 以下の計算式により算出した額 ア、イの少ない方の額（実費負担額（月220時間あたり））から施設等利用費を引いた額（マイナスの場合は0円とする）－（ア、イの少ない方の額（実費負担額（月220時間あたり））から施設等利用費を引いた額（マイナスの場合は0円とする）×その月の臨時休園等を除く開所日数（※2）÷25）</p> <p>エ 臨時休園等に伴い実費負担額（※1）に対して減額又は返金した額</p>		

※1：「実費負担額」とは、施設と利用者との間で契約している月額保育料をいう。

※2：25日を超える場合は、25日とする。

1 補助基準額	2 補助対象経費	3 補助率
(1) 施設等利用費の支給対象者でない場合 以下のアからウまでの金額を比較し最も少ない額を補助基準額とする。 ア 以下の計算式により算出した額 $\text{実費負担額}(\text{※1}) - (\text{実費負担額}(\text{※1}) \times \text{その月の臨時休園等を除く開所日数}(\text{※2}) \div 25)$ イ 1月当たり 63,000円 ウ 臨時休園等に伴い実費負担額(※1)に対して減額又は返金した額	家庭的保育事業（平成22年6月25日付22福子保第437号）の利用に要する実費負担額(※1)	1/2
(2) 施設等利用費の支給対象者の場合 以下のアからウまでの金額を比較し最も少ない額を補助基準額とする。 ア 以下の計算式により算出した額 $\text{実費負担額}(\text{※1}) \text{ から施設等利用費を引いた額 (マイナスの場合は0円とする)} - (\text{実費負担額}(\text{※1}) \text{ から施設等利用費を引いた額 (マイナスの場合は0円とする)} \times \text{その月の臨時休園等の日を除く開所日数}(\text{※2}) \div 25)$ イ 1月当たり 63,000円 ウ 臨時休園等に伴い実費負担額(※1)に対して減額又は返金した額		

※1：「実費負担額」とは、施設と利用者との間で契約している月額保育料をいう。

※2：25日を超える場合は、25日とする。

別表4

緊急1歳児受入事業実施要綱（平成30年3月30日付29福保保第5924号。以下「緊急1歳児受入事業実施要綱」という。）に基づく認可保育所

1 補助基準額	2 補助対象経費	3 補助率
<p>以下のアからウまでの金額を比較し最も少ない額を補助基準額とする。</p> <p>ア 以下の計算式により算出した額 利用者負担額（※1）－（利用者負担額（※1）×その月の臨時休園等を除く開所日数（※2）÷25）</p> <p>イ 1月当たり 104,000円</p> <p>ウ 臨時休園等に伴い利用者負担額（※1）に対して減額又は返金した額</p>	<p>緊急1歳児受入事業実施要綱に基づく認可保育所の利用に要する利用者負担額</p>	<p>3/4</p>

※1：「利用者負担額」とは、緊急1歳児受入事業実施要綱第7（1）に規定する費用をいう。

※2：25日を超える場合は、25日とする。

※3：令和3年度緊急1歳児受入事業費補助金交付要綱に基づき無償化の対象となっている児童は対象児童から除く。